

令和8年度

北海道大樹高等学校PTA総会

<日程>

令和8年4月25日(土)

10:15 受付

10:45 PTA総会(体育館)

11:45 公開授業

<公開授業>

1年:現代の国語 (第1講義室)

2年:物理基礎 (第3講義室)

3年:発展公共 (第4講義室)

目次

- (1) 令和7年度事業報告
- (2) 令和7年度会計報告及び監査報告
- (3) 規約改正について
- (4) 令和8年度事業計画
- (5) 令和8年度会計予算
- (6) 令和8年度役員選出について

(1) 令和7年度事業報告

本校PTA関係（四役会・総会等）

- 4月3日（木） 第1回PTA四役会議（大樹高等学校会議室）【内容】PTA運営に係る議事について
4月26日（土） PTA総会（大樹高等学校体育館）
5月14日（水） 第2回PTA四役会議（大樹高等学校会議室）
【内容】PTA役員総会に向けて、学校祭への協力について
6月4日（水） PTA役員総会（大樹高等学校会議室）
11月11日（火） PTA四役臨時会議（大樹高等学校会議室）【内容】規約改正について

道・支部 高P連関係

- 5月23日（金） 十勝支部総会（とがち館）＊校長出席
6月7～8日（土日） 北海道高等学校PTA連合大会（函館市）＊校長参加
9月27日（土） 十勝支部研修会（士幌町）＊校長、西尾副会長参加

事業部

- 7月6日（日） 学校祭2日目（一般公開日）への協力
10月1日（水） PTAだより「日方川」第138号発行
3月1日（日） PTAだより「日方川」第139号発行

1学年PTA

- 4月8日（水） 宿泊研修保護者説明会

2学年PTA

- 7月23日（水） R7年度見学旅行保護者説明会

3学年PTA

- 7月26日（土） 学年懇親会
11月12日（水） 自動車運転免許取得保護者説明会
3月14日（土） 学年懇親会

監査報告書

令和7年度北海道大樹高等学校 父母と教師の会会計及び後援会会計の

執行状況について、預金通帳、支出証拠書並びに関係諸帳簿を厳正に

監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

監査年月日 令和 8 年 4 月 3 日

監査

櫻井 健一郎



灰木 康嗣



令和7年(2025年)11月21日

北海道大樹高等学校PTA会員 各位

北海道大樹高等学校PTA会長 鈴木 和 昭
北海道大樹高等学校長 高橋 豊

PTA四役臨時会議開催結果のご報告

向寒の候、PTA会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は本校の教育活動およびPTA活動に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、下記のとおり、PTA四役臨時会議を開催し、会則第14条に基づき、緊急性の高い重要議案2件について、慎重な審議をいたしました。その結果、両議案とも原案通り承認されましたので、審議結果を下記の通りご報告申し上げます。

今後とも、本校PTA活動へのご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 PTA四役臨時会議開催概要

開催日時 令和7年11月11日(火)18時30分~19時30分

開催場所 本校 会議室

出席者 PTA四役、事務局 7名

2 審議結果

本会議において、下記の2つの議案について審議を行い、全員一致をもって承認・決定いたしました。

【議案1】PTA会計の安定的運用、後援会費の見直しに関する件

現在のPTA会費は、会員(主に教員)の研修機会の増加等に伴う旅費支出が増加傾向にあり、本年度末には赤字が見込まれる状況です。一方、後援会費は、生徒の大会出場機会の減少に伴い、残高が積み上がっています。

<残高推移(各年度末残高)>

会計項目	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
PTA会費	220,324円	195,310円	118,055円
後援会費	4,463,305円	5,413,331円	6,516,977円

<決定事項>

(1)後援会費からPTA会費へ、本年度50万円を繰り入れる。

(2)令和8年度から、保護者等の皆様のPTA会費と後援会費の負担総額は変えず、各会費の徴収金額を以下の通り見直し、PTA会費の安定運用を目指す。

令和7年度: PTA会費 7,200円/年、後援会費 36,000円/年 合計 43,200円

令和8年度: PTA会費 10,800円/年、後援会費 32,400円/年 合計 43,200円

【議案2】PTA組織の見直し(学年役員数の適正化)に関する件

生徒数減少に伴うPTA会員数の減少や活動実態を踏まえ、学年役員数の適正化を図ることといたしました。

<現状> 各学年より、総務・生活・研修の担当を合計3名選出し、うち1名が学年部長を務めています。

生活と研修は活動内容が合同となっている状況です。

<決定事項>

(1)令和8年度より、学年役員の出選を各学年2名とする。

内訳は、総務担当1名、研修担当1名とし、研修担当が合同で実施している活動を担う。

北海道大樹高等学校父母と教師の会会則

(名称)

第 1 条 本会は、北海道大樹高等学校父母と教師の会と称し、事務局を同校内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、会員の教育に対する認識と理解を深め、家庭生活、学校生活の改善と向上を図ることを目的とする。

(方針)

第 3 条 本会は、次の諸項を方針とする。

- (1) 家庭と学校の連携を一層緊密にし、生徒の教育のため相互協力する。
- (2) 会員の教養の向上と教育に対する理解を深めるため研修を推進する。
- (3) 教育の向上を目指し、学校、社会教育の振興を図る。

(事業)

第 4 条 本会の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 教育に対する理解と関心を高める事業。
- (2) 生徒の生活の向上と福祉増進に関する事業。
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者等及び教職員とする。

(役員)

第 6 条 本会には次の役員をおく。ただし、保護者に男性・女性を含むこととする。

- | | |
|---------------------------------|--------------------------|
| (1) 会長 | (2) 副会長 3 名 (学校長を含む) |
| (3) 事業部長、学年部長 | (3) 監査 2 名 |
| (4) 会計 2 名 (うち 1 名は事務長) | (5) 事務局長 (教頭)、事務局員 (若干名) |
| (7) 事業部 学年部 役員 (若干名) | |

第 7 条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務をつかさどる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。
- (3) 副会長 1 名は総務事業部長を務め、総務事業部会を構成し、業務全般の企画・運営にあたる。
- (4) 副会長 1 名は研修部長を務め、研修部会を構成し、研修事業の企画・運営にあたる。
- (5) 監査は会計並びに業務を監査する。
- (6) 会計は経理等の業務を処理する。
- (7) 事務局長は事務局を構成し、文書事務、渉外等の業務を処理する。

第 8 条 本会の役員は次のとおり選出する。

(1) 会長、副会長、監査、**会計**は総会において選出する。

(2) ~~事業部、学年、会計、事務局の役員~~は会長がこれを委嘱する。

第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし任期満了後であっても後任の決定があるまでは、その職務を行うものとする。

第10条 役員に欠員が生じたときは、役員会、~~部会~~において選出し、任期は前任者の残り期間とする。

(機関)

第11条 本会の機関は総会、役員会、事業部会、~~学年部会~~及び事務局とする。

第12条 総会は最高議決機関であり、毎年年度当初に開催し、予算、決算の承認、役員改選、事業計画等を議決する。ただし、会員の過半数の要求があった場合、会長は臨時総会を開かなければならない。その他必要に応じて会長は臨時総会を開くことができる。

第13条 総会の議決は出席者の過半数の賛成を要する。

第14条 役員会は、会長、副会長、会計、監査、~~事業部長、学年部長、事務局長~~をもって構成し、総会において議決された事項の執行、運営並びに緊急事項の審議決定とその業務の処理にあたり、総会において報告する。

第15条 本会ではには~~事業部~~をおき、次の業務を分担する。

(1) 予算決算の作成

(2) 庶務会計に関すること

(3) 家庭と学校の連携強化に関すること

(4) 教育の施設環境改善に関すること

(5) 会員の研修、文化的行事に関すること

(6) ~~PTA~~学校行事等の協力に関すること

(7) 生徒の生活向上に関すること

~~(8) 生活補導に関すること~~

~~(9) 生徒の交通安全の指導に関すること~~

(8) ~~(10)~~その他必要と認められること

~~第16条 学年部会は、各学年の業務の推進を図る。学年部会担当者(教員)は、業務の処理に協力する。~~

(会計)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 本会の経費は会費等をもってあてる。会費の額は総会において決める。

第18条 本会には次の帳簿をおく。

(1) 会員名簿

(2) 役員名簿

(3) 金銭出納簿

(4) 議事録

(5) その他必要と認められる帳簿

(改正)

第19条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第20条 本会に必要な細則は、別にこれを定めることができる。

附則

- 1 この会則は昭和49年5月29日より実施する。
- 2 この会則の一部を昭和53年4月25日に改正し、昭和53年度より適用する。
- 3 この会則の一部を昭和58年4月25日に改正し、昭和58年度より適用する。
- 4 この会則の一部を平成19年4月14日に改正し、平成19年度より適用する。
- 5 この会則の一部を令和3年4月17日に改正し、令和3年度より適用する。
- 6 この会則の一部を令和8年4月25日に改正し、令和8年度より適用する。

北海道大樹高等学校後援会会則

(名称)

第 1 条 本会は、北海道大樹高等学校後援会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、北海道大樹高等学校父母と教師の会と協力し、同会の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 北海道大樹高等学校の部活動等の補助を行う。
- (2) 北海道大樹高等学校の学校行事等の補助を行う。
- (3) 北海道大樹高等学校の教育活動として必要な補助を行う。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者とする。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員をおく。ただし、会長は P T A 会長が兼任し、その他は会長が指名する。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名 (学校長を含む)
- (3) 会計 2 名 (うち 1 名は事務長)
- (4) 会計監査 2 名
- (5) 事務局長 1 名 (教頭)、事務局員 若干名

2 役員任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

3 役員会は必要に応じて会長が招集し、会議を主宰する。

(会計)

第 6 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 7 条 本会の経費は会費等をもってあてる。会費の額は総会において決める。

(総会)

第 8 条 総会は最高議決機関であり、毎年年度当初に開催し、予算・決算の承認、役員改選、事業計画を議決する。総会の議決は、出席者の過半数の賛成を要する。

(役員会)

第 9 条 役員会は、会長、副会長、会計、監査、事務局長をもって構成し、総会において議決された事項の執行、運営並びに必要な事項の審議決定とその業務処理にあたり、総会に報告する。

(事務局)

第 10 条 本会の事務を処理するために事務局をおく。事務局の局員は会長が委嘱する。

(その他)

第 11 条 この規約の施行について必要な細則については、会議を経て決定する。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この会則の一部を令和8年4月25日に改正し、令和8年度より適用する。

(4) 令和8年度事業計画

- 4月 3日 (金) 第1回PTA四役会議 【内容】PTA運営に係る議事について
- 4月 8日 (水) 1学年PTA懇談会
- 4月25日 (土) PTA総会
- 5月11日 (月) 第2回PTA四役会議 【内容】PTA役員総会に向けて
学校祭への参加・協力について
- 5月15日 (金) 高P連十勝支部総会
- 5月25日 (月) 2学年PTA懇談会 (見学旅行説明会)
- 6月 4日 (木) PTA役員総会
- 6月 6日 (土) 北海道高等学校PTA連合大会 (岩見沢市)
- ~6月 7日 (日)
- 7月 4日 (土) 学校祭への参加・協力
- ~7月 5日 (日)
- 9月下旬 高P連十勝支部研修会 (清水町)
- 10月上旬 PTAだより「日方川」第140号発行
- 3月 1日 (金) PTAだより「日方川」第141号発行

※学年PTA懇親会の実施については各学年で検討する。

令和8年度PTA役員選出用紙

令和7年度 北海道大樹高等学校 PTA 役員

令和8年度 北海道大樹高等学校 PTA 役員

会 長	鈴木 和昭 (3年)	会 長	西尾 良太 (3年)
副会長	西尾 良太 (2年)	副会長	川村眞登香 (2年)
	川村眞登香 (1年)		岡崎 文枝 (1年)
	高橋 豊 (校長)		高橋 豊 (校長)
会 計	高野 晴美 (1年)	会 計	大橋 渚 (2年)
	桐生 俊也 (事務長)		桐生 俊也 (事務長)
監 査	櫻井健一郎 (3年)	監 査	石原優一郎 (3年)
	矢木 康嗣 (1年)		近藤 梨沙 (1年)